

Ⅱ-2 賃金規定等改定コース

- すべてまたは雇用形態別や職種別など一部の**有期雇用労働者等**の**基本給**の賃金規定等を2%以上増額改定し、昇給させた場合に助成します。

支給額

< > は生産性の向上が認められる場合の額、() 内は大企業の額

① 全ての**有期雇用労働者等**の賃金規定等を2%以上増額改定した場合

対象労働者数が	1人～3人：1事業所当たり	95,000円	<12万円>	(71,250円 <90,000円 >)
	4人～6人：1事業所当たり	19万円	<24万円>	(14万2,500円 <18万円 >)
	7人～10人：1事業所当たり	28万5,000円	<36万円>	(19万円 <24万円 >)
	11人～100人：1人当たり	28,500円	<36,000円>	(19,000円 <24,000円 >)

② 一部の**有期雇用労働者等**の賃金規定等を2%以上増額改定した場合

対象労働者数が	1人～3人：1事業所当たり	47,500円	<60,000円>	(33,250円 <42,000円 >)
	4人～6人：1事業所当たり	95,000円	<12万円>	(71,250円 <90,000円 >)
	7人～10人：1事業所当たり	14万2,500円	<18万円>	(95,000円 <12万円 >)
	11人～100人：1人当たり	14,250円	<18,000円>	(9,500円 <12,000円 >)

< 1年度1事業所当たりの支給申請上限人数は100人まで、申請回数は1年度1回のみ >

※ 中小企業において3%以上5%未満増額改定した場合に①または②の助成額に加えて以下の助成額を加算

- ・ 全ての賃金規定等改定：1人当たり14,250円 <18,000円 >
- ・ 一部の賃金規定等改定：1人当たり 7,600円 <9,600円 >

※ 中小企業において5%以上増額改定した場合に①または②の助成額に加えて以下の助成額を加算

- ・ 全ての賃金規定等改定：1人当たり23,750円 <30,000円 >
- ・ 一部の賃金規定等改定：1人当たり12,350円 <15,600円 >

※ 上記において、職務評価を実施し、その結果を踏まえて賃金規定等を増額改定した場合に助成額を加算
1事業所当たり19万円 <24万円 > (14万2,500円 <18万円 >) < 1事業所当たり1回のみ >

対象となる労働者

- 次の①から⑥までのすべてに該当する労働者が対象です。

- ① **労働協約**または**就業規則**に定めるところにより、その雇用するすべてまたは一部※1の**有期雇用労働者等**に適用される賃金に関する規定または賃金テーブル※2を増額改定した日(賃金規定等の増額を適用した日)の前日から起算して3か月以上前の日から増額改定後6か月※3以上の期間継続して、支給対象事業主に雇用されている**有期雇用労働者等**であること。

※1 雇用形態別または職種別その他合理的な理由に基づく区分に限る。 ※2 以下「賃金規定等」という。

※3 勤務をした日数が11日未満の月は除く。

- ② 増額改定した賃金規定等を適用され、かつ、増額改定前の基本給に比べて**2%以上**※4昇給している者(中小企業において3%以上増額改定し、助成額の加算の適用を受ける場合にあっては、**3%**※4以上昇給している者、中小企業において5%以上増額改定し、助成額の加算の適用を受ける場合にあっては、**5%**※4以上昇給している者)であること。

※4 最賃法第14条および第19条に定める最低賃金の効力が生じた日以降に賃金規定等を増額した場合、当該最低賃金に達するまでの増額分は含めない。